

## 渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（行政版）

趣旨：新型コロナウイルス感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくため、具体的な感染症対策を検討し実践することが必要である。本ガイドラインについては、村内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、適宜見直しを行っていくものとする。

共通の取組み		個別の取組み					
レベル区分		村警戒レベル1 平時 「新しい生活様式」	村警戒レベル2	村警戒レベル3 村民渡航自粛要請発令	村警戒レベル4 村渡航自粛要請発令	村内感染者確認時 ※下記内容は実施例であり、状況に応じ変更もある。	
<p>～新しい生活様式の実践～</p> <p>一人ひとりの基本的感染対策口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 咳エチケット </li> <li>● 身体的距離の確保 人との間隔は2m空ける</li> <li>● マスクの着用</li> <li>● こまめな手洗い </li> <li>● 3密の回避  <ul style="list-style-type: none"> <li>密集回避 </li> <li>密接回避 </li> <li>密閉回避 </li> </ul> </li> <li>● 体調管理 発熱や風邪症状がある場合は ムリせず自宅で療養 検温の実施</li> <li>● 移動に関する感染対策 感染地域への移動を控える 移動履歴の記録</li> </ul> <p>行政機関としての感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 来庁者へのマスク着用及び 手指消毒を促す </li> <li>● 庁内（施設）の消毒</li> <li>● こまめに換気 </li> </ul>	本庁	役場庁舎等 (職員勤務態勢)	通常	通常	通常 原則、出張取り止め	通常 原則、出張取り止め 時差出勤、在宅勤務態勢	庁舎全館消毒（一時閉庁あり） 職員内濃厚接触者の有無確認 時差出勤、在宅勤務態勢
	船舶	船舶課（陸上勤務）	通常	通常	通常（但し、2班隔日勤務態勢）	通常（但し、2班隔日勤務態勢）	臨時運航に応じた勤務態勢
	船舶	フェリーとかしき マリンライナーとかしき	通常運航 (但し、国内の感染状況等に応じ 旅客定員について変更あり)	※村内外の実情を踏まえ村長が決定する。 ・ 定時運航、旅客定員の減 ・ 「フェリーとかしき」、「マリンライナーとかしき」の変則運航 等			感染状況に応じて決定 ・ 運航時間、旅客定員の変更 ・ 貨物輸送のみの運航 等
	船舶	(船員勤務態勢)	通常	・ 感染防止のため、船員の2班隔日勤務態勢 等			臨時運航に応じた勤務態勢
	教育施設	渡嘉敷小中学校 阿波連小学校	通常	感染状況により村教育委員会が 判断する。	感染状況により村教育委員会が 判断する。	感染状況により村教育委員会が 判断する。	村民の感染状況により休校
	教育施設	渡嘉敷幼稚園	通常	通常	通常 (但し、県内の感染状況等に応じ 変更あり)	預かり保育のみ	村民の感染状況により休園
	児童福祉施設	とかしき保育所	通常	通常	・ 開所するが登所については、各家庭にて判断となる。 ・ 各家庭へ家庭保育への協力依頼（登所自粛依頼）を通知。		①園児又は施設職員等が感染した場合は休園とする。最低2週間程度。 ②園児又は施設職員等が濃厚接触者と判断された場合は、対象者を最低2週間以上の登園・出勤停止とする。
	児童福祉施設			児童と同居家族の健康状態のチェックを行う。下記に該当する場合は登所見送りを検討する。 ①検温（37.5度以上の場合） ②咳、くしゃみ等の症状あり ③2週間以内に島外への渡航あり			③開所はするが登所については、各家庭にて判断する。
	公共施設	【一般】 公民館 阿波連生活館 歴史民俗資料館 等	通常	通常	条件付き使用許可 (但し、県内の感染状況等に応じ 変更あり)	閉館 (但し、県内の感染状況等に応じ 変更あり)	感染状況に応じて施設閉鎖